

教育委員会会議録

(臨時会)

令和5年3月16日開催

さいたま市教育委員会

- | | | | | |
|---|----------|---|--|--|
| 1 | 期 | 日 | 令和5年3月16日(木) | |
| 2 | 場 | 所 | 教育委員会室 | |
| 3 | 開 | 会 | 午後2時15分 | |
| 4 | 出席委員 | | 教 育 長
教育長職務代理者
委 員
委 員
委 員
委 員 | 細 田 眞由美
大 谷 幸 男
石 田 有 世
野 上 武 利
武 田 ちあき
武 川 行 秀 |
| 5 | 議場に出席した者 | | 副教育長
管理部長
学校教育部長
生涯学習部長
生涯学習総合センター館長
管理部参事兼教育総務課長
学校教育部参事兼教職員人事課長
生涯学習総合センター参事兼生涯学習総合センター副館長
教育財務課長
特別支援教育室長
文化財保護課長
博物館長 | 小田嶋 哲
栗 原 章 浩
千 葉 裕
山 浦 麻 紀
中 村 幸 司
高 木 泰 博
田 中 一 秀
中 村 和 哉
竹 内 孝 央
長谷場 明 博
柴 田 崇
高 力 弘 |
| 6 | 会議録署名委員 | | 大 谷 幸 男 | |

7 議事等の概要

細田教育長 それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。

書記 ありません。

細田教育長 本日の会議録の署名委員は、大谷委員にお願いいたします。本日の会議に、報告第12号「さいたま市教職員の人事について」、報告第13号「さいたま市教職員の人事について」を追加提出いたします。本日の議事につきまして、議案第4号、第5号、第7号及び第8号、報告第12号、第13号は人事に関する案件であることから、非公開とすることをお諮りしたいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、議案第4号、第5号、第7号及び第8号、報告第12号、第13号は非公開といたします。会議の順番は、報告第10号、第11号、議案第6号、第7号、第8号、報告第12号、第13号、そして議案第4号、第5号の順に審議を行うことといたします。

なお、本日の議案のうち、報告第10号から第13号の4件は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、会議を招集するいとまがないことから、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条の規定により臨時代理いたしましたので御報告するものでございます。

報告第10号 和解について

細田教育長 それでは、報告第10号について事務局から説明をお願いいたします。

教育財務課長 それでは、報告第10号「和解について」を御説明させていただきます。

資料は、お手元に配布してある1ページから6ページまでとなります。

資料の2ページをお願いします。この報告の内容は、令和5年さいたま市議会2月定例会に追加提出した議案第94号「和解について」でございますが、緊急に処理する必要があり、教育委員会会議

の招集をするいとまがなかったことから、臨時代理させていただいたものでございます。

続きまして、3ページをお願いします。提案理由でございますが、今回の追加提出議案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、「さいたま市立高砂小学校外162施設で使用する電気（令和4年1月～令和4年12月）」の電気需給契約に関し、和解をすることについて市長に申出するものです。

それでは、議案第94号「和解について」、御説明をいたします。

議案書につきましては、4ページとなります。本議案は、「さいたま市立高砂小学校外162施設で使用する電気（令和4年1月～令和4年12月）」の電気需給契約に関し、市が被った損害について和解するものでございます。和解の主な内容といたしましては、和解金として、1億344万3,758円を相手方が支払うもの、その場合、本和解が成立した日から起算して10日以内に金融機関口座に振り込み、振込手数料も負担すること、和解金の支払いをしたときにはその支払日において、市は本契約に関する一切の損害賠償請求権を放棄すること。また、相手方は支払いを怠った場合は年3%の遅延損害金の支払義務が生じること、市と相手方は和解書作成により本件が全て和解に至ったことを認め、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことをそれぞれ相互に確認すること、となっております。

続きまして、本和解に至った詳細につきまして御説明いたします。6ページを御覧ください。はじめに、「1 電気需給契約の概要」でございますが、契約名が「さいたま市立高砂小学校外162施設で使用する電気（令和4年1月～令和4年12月）」、契約期間が、「令和4年1月1日から令和4年12月31日まで」でございます。契約金額につきましては、基本料金と電力量料金の「単価」を契約上で定めて算出した金額で、いわゆる単価契約で、相手方は「株式会社ウエスト電力」でございます。

次に、「2 経緯」といたしましては、令和3年12月27日に1の契約を締結し、令和4年1月1日に電気需給を開始したところ、4月7日に事業者から「電力小売り事業の廃止のお詫びとお知らせ」という名称で、4月30日までで原契約に基づく条件での供給を停止、5月1日から6月30日までは「市場連動型プラン」にて電気を供給し、それ以降は全ての供給を停止することを内容とした文書を受けました。これを受け、令和4年4月27日に、市から事業者へ4月30日付けで契約を解除する旨の通知を送付したところ、5月12日に事業者から違約金と損害賠償の免除に関する請願

書を受けましたが、5月13日に市から 違約金請求に係る通知を送付し、5月25日に事業者から違約金の支払いを受け、6月3日に事業者から違約金を支払った旨及び損害賠償の免除の要望書を受けております。その後、令和4年12月21日に事業者から和解締結に向けて早期の対応をお願いする文書を受け、和解内容について確認したところ、令和5年2月3日に事業者から和解内容と和解金額が提示された和解を求める要望書を受けております。

なお、4月27日の契約解除通知送付以降、市として、まずは違約金を確保することを最優先とし、その後、損害額の程度、他市の状況等、事業者の過失の程度を考慮しながら損害賠償請求を検討してきたところでございます。

「3 和解金額と損害見込額」でございますが、令和4年5月25日に支払いを受けた違約金が4,581万8,410円、今回提示された和解金が1億344万3,758円、これらを合わせると1億4,926万2,168円でございます。ここから、契約解除後の令和4年5月から令和4年12月までの期間で実際に要した電気料金の金額から上記の期間で契約が仮に継続した場合の電気料金の金額を差し引いた金額である損害見込額4億5,630万286円を差し引くと、差額が▲3億703万8,118円となっております。

「4 和解する理由」でございますが、相手方が7億4千万円超の債務超過の状況であり、世界的な電力高騰の事情を勘案した場合の相手方の過失の程度を考慮すると、訴訟を提起したとしても和解金額以上の金額の回収は困難であると考えられること、相手方は、株式会社ウエストホールディングスの完全子会社であります。親会社は別法人格であるため親会社に請求することはできないこと、他市等の状況を考慮すると和解に応じている自治体が相当数あり、確認できる自治体の内容としては電気使用量の2か月分相当額で和解契約を締結していること、最後に、相手方が破産等をする可能性があり、速やかに対応する必要があること。

以上の理由から、相手方と和解契約を締結するものでございます。

説明は以上でございます。

細田教育長

何かありますか。

それでは、この件は終了といたします。

細田教育長

続きまして、報告第11号について事務局から説明をお願いします。

生涯学習総合センター副館長

それでは、報告第11号「和解について」を御説明させていただきます。

資料の7ページをお願いします。この報告につきましても、令和5年さいたま市議会2月定例会に追加提出した議案第95号「和解について」でございます。緊急に処理する必要があり、教育委員会会議の招集をするいとまがなかったことから、臨時代理させていただいたもので、ただいま説明のありました報告第10号と同様の案件でございます。

資料の10ページを御覧ください。本議案は「さいたま市立指扇公民館外42館で使用する電気」の電気需給契約に関し、市が被った損害について和解するものでございます。

和解の主な内容といたしましては、和解金として1,266万1,020円を相手方が支払うもので、以下内容は、報告第10号と同様でございます。

12ページを御覧ください。和解に至りました経緯について御説明いたします。電気需給契約の概要でございますが、契約名が「さいたま市立指扇公民館外42館で使用する電気」、契約期間が「①低圧供給が令和4年2月の検針日から令和5年2月の検針日の前日まで、②高圧供給が令和4年2月1日から令和5年1月31日まで、契約金額及び相手方は報告第10号と同様でございます。

次に、「2 経緯」ですが、令和3年12月13日に契約を締結し、令和4年2月1日に電気需給を開始いたしました。4月7日以降につきましては、報告第10号と同様でございます。

次に、「3 和解金額と損害見込額」でございますが、令和4年5月25日に支払いを受けた違約金が479万6,818円、相手方から提示された和解金が1,266万1,020円で合わせまして1,745万7,838円でございます。ここから、契約解除後の令和4年5月から高圧は令和5年1月、低圧は2月検針日前日までの期間で実際に要した電気料金の金額から、この期間で契約が仮に継続した場合の電気料金の金額を差し引いた金額の損害見込額3,402万1,831円を差し引くと、差額が▲1,656万3,993円となります。

最後に、本和解に至った詳細につきましては、報告第10号と同様でございます。

説明は以上でございます。

細田教育長 何かありますか。
 それでは、この件は終了といたします。

議案第6号 さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

細田教育長 続きますして、議案第6号について事務局から説明をお願いします。

特別支援教育室長 議案第6号「さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明いたします。

 議案書は13ページから15ページまでを御覧ください。

 この議案は、さいたま市立特別支援学校の学級数の上限を示すために、さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正するものです。

 施行期日は令和5年4月1日でございます。

 14ページの新旧対照表を御覧ください。左側が改正後、右側が改正前でございます。第2条名称等におきまして、新たに学級数を追記し、内容につきましては、第2条に関する別表に「学級数については、ひまわり特別支援学校は22学級、さくら草特別支援学校は18学級までを上限とする。」として改めるものでございます。

 これは、市立特別支援学校に通う児童生徒の安全な教育環境を維持するための、受け入れが可能な最大の学級数となるものです。

 説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

細田教育長 何かありますか。
 それでは、議案第6号につきましても、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、議案第6号は原案のとおり可決されました。

 ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

議案第7号 さいたま市博物館協議会委員の任命について
 <非公開案件につき内容は省略>
 <議案は原案どおり可決>

議案第 8 号 さいたま市文化財保護審議会委員の委嘱について
＜非公開案件につき内容は省略＞
＜議案は原案どおり可決＞

報告第 1 2 号 さいたま市教職員の人事について
＜非公開案件につき内容は省略＞

報告第 1 3 号 さいたま市教職員の人事について
＜非公開案件につき内容は省略＞

議案第 4 号 さいたま市教育委員会事務局及び教育機関の課長（課長相当職を含む。）以上の人事について
＜非公開案件につき内容は省略＞
＜議案は原案どおり可決＞

議案第 5 号 さいたま市教職員（管理職）の人事について
＜非公開案件につき内容は省略＞
＜議案は原案どおり可決＞

以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。

これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

8 閉 会 午後 3 時 3 4 分